

# 特別定額給付金「特例措置による申請」に関する Q&A

## 目次

|   |       |
|---|-------|
| 【全般事項】  | - 2 - |
| 1-1 令和 2 年 5 月 1 日から成田市で開始される特例措置による申請とはどのようなものですか。                                 | - 2 - |
| 1-2 後日、市から送付される申請書との違いは何ですか。  | - 2 - |
| 1-3「収入の減少等により生活に困窮している」ことについて、証明する必要がありますか。   | - 2 - |
| 1-4 成田市以外の市町村に住んでいても、特例措置による申請は可能ですか。   | - 2 - |
| 1-5 特例措置による申請を行いました、給付金が振り込まれる前に市から申請書が郵送されました。                                     | - 3 - |
| 1-6 他の人より早く給付金が振り込まれますか。  | - 3 - |
| 【申請書の入手について】  | - 3 - |
| 2-1 特例措置による申請書の様式は、窓口で配布していますか。   | - 3 - |
| 2-2 申請書がダウンロードできない、またはプリンターがない場合、申請書を郵送してくれますか。                                     | - 3 - |
| 3-1 世帯主以外の方が申請することは可能ですか。   | - 3 - |
| 3-2 申請書の「受取方法欄」で指定する金融機関は、誰の口座でもよいでしょうか。  | - 3 - |
| 3-3 民間銀行とゆうちょ銀行の両方に口座を持っていますが、両方書く必要がありますか。   | - 3 - |
| 3-4 運転免許証などの本人確認書類は、何が分かるようにコピーすればいいですか。  | - 3 - |
| 3-5 受取口座の確認書類は何が分かるようにコピーすればいいですか。  | - 4 - |
| 3-6 本人確認書類には何を添付すればよいですか。   | - 4 - |
| 【申請書の受付について】  | - 5 - |
| 4-1 特例措置による申請の受付期間はいつまでですか。   | - 5 - |
| 【給付について】  | - 5 - |
| 5-1 市役所の職員を名乗る人から、「あなたは生活に困窮している方と認められました」や「あなたの代わりに申請します」などと言って、氏名や住所、口座番号を聞かれました。 | - 5 - |

## **【全般事項】**

### **1-1 令和 2 年 5 月 1 日から成田市で開始される特例措置による申請とはどのようなものですか。**

特別定額給付金の給付は、成田市から世帯主様宛に送付された申請書による「郵送申請方式」とマイナンバーによる「オンライン申請方式」を基本としています。

現在、市では、世帯主様に対して早急に特別定額給付金を給付できるよう、申請書などの印刷作業等を進めているところではありますが、収入の減少等により生活に困窮されている方が、一日でも早く申請できるよう、本市独自の特例措置として、申請書の様式をダウンロードできるようにしたものです。

なお、この特例措置は、本当に生活に困窮している方に向けた例外の方法となります。生活に困窮している方以外の市民の皆様におかれましては、どうか成田市から郵送される申請書が届くのをお待ちいただきますよう、お願い申し上げます。

### **1-2 後日、市から送付される申請書との違いは何ですか。**

#### **【市から全世帯主様に送付される申請書】**

5 月 20 日前後に市から送付される申請書は、成田市の住民基本台帳に記録されている情報が既に印刷されたものになります。申請書に振込先口座など必要事項を記入し、本人確認書類と振込先口座の確認書類の写しを添付のうえ、同封された返信用封筒で成田市に返送していただきます。

#### **【特例措置による申請書】**

特例措置による申請は、申請者が市ホームページで申請書の様式をダウンロード・印刷し、給付対象者や振込先口座など必要事項を記入いただき、本人確認書類と振込先口座の確認書類の写しを添付のうえ、成田市まで郵送していただきます。なお、申請に必要な封筒、切手、送料は、申請者のご負担になりますので、ご了承ください。

※ 申請書に記入漏れ等があった場合は、給付が遅れる可能性がありますので、ご注意ください。

※ 申請書がダウンロードできない、またはプリンターがない場合などは、市から申請書を郵送いたしますので、成田市特別定額給付金コールセンター（0476-33-3621）まで、ご連絡ください。

### **1-3「収入の減少等により生活に困窮している」ことについて、証明する必要がありますか。**

具体的な基準はないため、証明していただく必要はありません。

なお、この特例措置は、本当に生活に困窮している方に向けた例外の方法となります。生活に困窮している方以外の皆様におかれましては、どうか成田市から郵送される申請書が届くのを待ちいただきますよう、お願いします。

### **1-4 成田市以外の市町村に住んでいても、特例措置による申請は可能ですか。**

この特例措置による申請は、令和 2 年 4 月 27 日において、成田市の住民基本台帳に記録されている必要があります。他市町村における給付につきましては、それぞれの案内をご確認ください。

### **1-5 特例措置による申請を行いました、給付金が振り込まれる前に市から申請書が郵送されました。**

特例措置による申請を行った方に対しては、市から申請書を郵送しないようにいたしますが、行き違いにより、申請書が届いてしまう場合があります。

重複して申請された場合でも、特別定額給付金の給付は1回限りとなりますので、既に申請を終えた方や給付を受けた方は、市から郵送される申請書での申請は行わないでください。

### **1-6 他の人より早く給付金が振り込まれますか。**

特例措置による申請の記入内容が住民基本台帳データと完全に一致した場合には、早く給付を受けることが可能となりますが、記入漏れや字が読み取れないなど、データと照合することができない場合は、再申請していただくこととなります。記入漏れ等があった場合は、結局、通常の申請と同じ給付日になってしまいますので、くれぐれもご注意ください。よろしくお願いいたします。

## **【申請書の入手について】**

### **2-1 特例措置による申請書の様式は、窓口で配布していますか。**

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、特例措置による申請書の様式は窓口で配布していません。

### **2-2 申請書がダウンロードできない、またはプリンターがない場合、申請書を郵送してくれますか。**

申請書がダウンロードできない、またはプリンターがない場合などは、市から申請書を郵送いたしますので、特別定額給付金班（0476-33-3621）まで、ご連絡ください。

## **【申請書の記入について】**

### **3-1 世帯主以外の方が申請することは可能ですか。**

世帯主以外の方からの申請は受けて付けておりません。

申請書の「世帯主（申請・受給者）」欄には、必ず世帯主の氏名等をご記入くださいますようお願いいたします。

### **3-2 申請書の「受取方法欄」で指定する金融機関は、誰の口座でもよいでしょうか。**

「口座の名義」が「世帯主（申請・受給者）」と必ず一致していなければなりません。

世帯主以外の口座（配偶者や子供、経営する会社など）には振込めませんので、ご注意ください。

### **3-3 民間銀行とゆうちょ銀行の両方に口座を持っていますが、両方書く必要がありますか。**

どちらか一方の金融機関をご記入ください。

### **3-4 運転免許証などの本人確認書類は、何が分かるようにコピーすればいいですか。**

申請書の一番上に記載する「世帯主（申請者・受給者）」欄の氏名、現住所、生年月日がわかるようにコピーしてください。（「日中に連絡可能な電話番号」は確認書類に写ってなくても構いません。）

また、現物（本物）をお送りにならないよう、お願いいたします。

### 3-5 受取口座の確認書類は何か分かるようにコピーすればいいですか。

申請書の下段にあります「受取方法」欄に記載した内容が分かるようコピーしてください。

また、現物（本物）をお送りにならないよう、お願いいたします。

### 3-6 本人確認書類には何を添付すればよいですか。

なりすまし被害等を防止するため、次の方法により、確認させていただきます。

- ① A の書類 1 点
- ② B の書類 2 点
- ③ B、C の書類それぞれ 1 点ずつ

| A. 顔写真付き書類                                    |              |
|---|--------------|
| ・運転免許証、運転経歴証明書、旅券<br>(平成 24 年 7 月 9 日以降発行のもの) | ・身体障害者手帳     |
| ・マイナンバーカード (個人番号カード)                          | ・精神障害者保健福祉手帳 |
| ・住民基本台帳カード (写真有)                              | ・療育手帳        |
| ・在留カード (写真有)                                  |              |
| 上記の他、公署発行の身分証明書又はこれらと同等の書類                    |              |

| B. 顔写真なし書類                 |              |
|----------------------------|--------------|
| ・住民基本台帳カード (写真なし)          | ・年金手帳        |
| ・健康保険証                     | ・国民年金の証書     |
| ・介護保険証                     | ・厚生年金保険の年金証書 |
| ・国民健康保険証                   | ・共済組合員証      |
| ・後期高齢者保険証                  |              |
| 上記の他、公署発行の身分証明書又はこれらと同等の書類 |              |

| C. 上記以外の本人名義の書類 |              |
|-----------------|--------------|
| ・キャッシュカード       | ・納税通知書       |
| ・クレジットカード       | ・社員証 (顔写真付き) |
| ・預 (貯) 金通帳      | ・学生証 (写真付き)  |

## 【申請書の受付について】

### 4-1 特例措置による申請の受付期間はいつまでですか。

5月20日前後に、市から全世帯に発送する申請書の発送準備が整った段階で、受付を終了する予定となっております。受付終了については、ホームページなどでお知らせいたします。

## 【給付について】

### 5-1 市役所の職員を名乗る人から、「あなたは生活に困窮している方と認められました」や「あなたの代わりに申請します」などと言って、氏名や住所、口座番号を聞かれました。

詐欺まぎの可能性がります。市役所の職員がそのような話しをすることはありませんので、警察にご連絡ください。